

副学籍制度の見直しについて

飯田市教育委員会事務局 学校教育課

1 副学籍制度の目的と概要

【目的】

飯田市に居住する特別支援学校で学ぶ子どもたちが、居住する地域の小・中学校に副次的な学籍（以下「副学籍」と表記）を持ち、その学校の子どもたちと学校行事や学習などに共に取り組む「副学籍による交流及び共同学習」を継続的に行うことを通して、地域で共に学び、共に育つことのできる体制づくりを進め、将来において共に社会生活ができる仲間意識を育む。

*特別支援学校在籍児童生徒は、居住する地域の同世代の仲間との関りや地域の住民とのつながりがほとんどなくなってしまうことが多く、その保護者にとっては、非常時や将来における周囲からの支援が保障できなくなることを危惧する声があることが、この制度を導入したことの背景にある。

【概要】

- ①特別支援学校在籍児童生徒の保護者が、居住する地域の小・中学校に「副学籍」をもつか否かを選択する。
- ②「副学籍」をもつことを選択した場合、当該児童生徒は副学籍校に所属クラスをもつ。
- ③「副学籍」をもつことを選択した場合、さらに「副学籍による交流及び共同学習」等を行うか否かの選択をする。
- ④「副学籍による交流及び共同学習」等を行うことを選択した場合、当該児童生徒は副学籍校において、所属クラスの児童生徒を中心に、副学籍校の授業、学校行事、学年行事、学級行事等に参加したり、所属クラスの児童生徒との間接的な交流等を行ったりする。

2 取り組みの経過と成果および課題

- ・平成28年4月より、「副学籍による交流及び共同学習」を開始。
- ・本年度の飯田養護学校在籍児童生徒における利用予定状況は、以下のとおり。

	小学生			中学生		
	1年生	2～6年生	合計	1年生	2・3年生	合計
飯田市在住児童生徒数	7	28	35	6	19	25
副学籍制度利用	6	16	22	2	7	9
副学籍制度利用なし	1	12	13	4	12	16
副学籍利用率 (%)	85.7	57.1	62.9	33.3	36.8	36.0
R1 副学籍利用率 (%)	16.7	69.2	59.4	18.2	40.0	30.8

【成果】

- ・「副学籍による交流及び共同学習」の取り組みの頻度や質の向上により、教職員や特別支援学校の保護者の中で、「副学籍」制度の存在意義が理解されるようになってきたこと。

【課題】

- ・中学校において「副学籍」を選択する生徒が少ないこと。

3 副学籍制度の見直しの意図

過去4年間の取り組みの成果と課題をふまえて、次のような意図をもって制度の見直しを図り、「副学籍による交流及び共同学習」の充実による共生社会づくりを推進する。

- (1) 飯田市が共生社会の実現に向けて、「障がいの有無にかかわらず、飯田市に住む子どもは飯田市で育てる」の理念を、制度としてより明確に示すため。
- (2) 「特別支援学校に在籍する児童生徒と、居住する地域の小・中学校に在籍する児童生徒が、地域で共に学び、共に育つことのできる体制づくりを進め、将来において共に社会生活ができる仲間意識を育む」（「要綱」第1条）という副学籍の目的の具現を、より推進するため。

4 副学籍制度の見直しの内容

【現行】…希望選択型副学籍

- ・飯田市教育委員会は、特別支援学校から副学籍制度利用希望者についての通知があったときに、当該児童生徒の居住地の小・中学校を副学籍校として指定する。

【見直し後】…教委指定型副学籍

- ・飯田市教育委員会は、就学・進学先が特別支援学校に決定した飯田市に住民票を持つ児童生徒について、当該児童生徒が居住する地域の小・中学校を副学籍校として指定する。

→現行制度では、児童生徒（保護者）は、①副学籍を置くかどうか、②副学籍を置く希望をした場合に、交流及び共同学習等を行うか・行わないか、を選択している。見直し後の制度では、特別支援学校への就学・進学が決定した段階で、当該児童生徒の副学籍が、当該児童生徒の居住地にある小・中学校に市教委によって置かれることになり、保護者が選択するのは「交流及び共同学習」等を行うか否か、となる。

5 県内他市の状況

- ・副学籍制度導入市町村数 43市町村（全77市町村。平成30年度長野県調べ）
- ・内、指定型としていることが確認できた市町村は、上伊那圏域の8市町村及び岡谷市の9市町村が、平成25年度までに指定型としている。

6 見直しのスケジュール

- 11月19日（木） 校長会で新しい副学籍制度について説明。
- 12月11日（金） 飯田市議会社会文教委員会で新しい副学籍制度について説明。
- 12月18日（金） 飯田市特別支援教育コーディネーター連絡会で通知。
- 2月18日（木） 教頭会で新しい副学籍制度について周知。
- 2月22日（月） 校長会で新しい副学籍制度について周知。

【見直しにともなって生ずる事務等】

- ・事務局等の職員が、就学判断の結果を保護者に伝える場における、特別支援学校に就学・進学しても、居住地の小・中学校に副次的な学籍（副学籍）が置かれることの周知。
- ・市教委から、副学籍該当児童生徒保護者への、副学籍校を知らせる通知。
- ・市教委から、副学籍該当児童生徒が在籍することになる副学籍校への該当者名簿の通知。
- ・副学籍校における、副学籍児童生徒の在籍学級の決定及び「指導要録」の整備。
- * 飯田市在住の特別支援学校在籍の児童生徒で、日本語支援が必要な児童生徒への通訳等支援も、市内小・中学校在籍の日本語支援が必要な児童生徒と同じようになされる。
- * 交流等を推進するための移動手段の確保（予算化）の研究。 など